

災害時における有害化学物質調査の協力に関する協定

横浜市（以下「甲」という。）と横浜市環境技術協議会（以下「乙」という。）とは、災害時において漏えい等により発生する有害化学物質の調査の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において漏えい等により発生する有害化学物質の調査の協力に関し、必要な事項について定める。

（定義）

第2条 この協定において、有害化学物質とは、毒物・劇物、有機塩素化合物等、人の健康や環境に悪影響を及ぼす物質、あるいは及ぼす恐れのある物質をいう。

（有害化学物質の調査内容）

第3条 有害化学物質の調査内容は、次のとおりとする。

- 1 (1) 発災現場及び周辺的环境情報の収集
- (2) 試料の採取
- (3) 有害化学物質等の測定、分析及び検査
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

（協力要請）

第4条 甲は、横浜市防災計画に定める市災害対策警戒本部若しくは市災害対策本部が設置された場合又はその他の災害時において、有害化学物質の調査を必要とする時は乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、必要な人員を派遣するなどして、調査に協力するものとする。

（要請手続）

第5条 前条第1項の規定による甲の要請は、環境保全局長が行うものとする。

2 前項の要請を行う時は、甲は乙に次の各号に掲げる事項を口答又は電話等により連絡したのち、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害の種類、発生場所、状況
- (2) 風向・風速等の気象情報
- (3) 調査地点
- (4) 調査内容
- (5) 調査期間
- (6) その他必要な事項

（調査の実施）

第6条 乙は、要請内容に基づき甲の指示に従い調査を実施するものとする。

2 甲は、乙の調査が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（報告）

第7条 乙は、調査を実施したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等により甲に報告するものとし、事後速やかに文書で報告するものとする。

- (1) 調査地点
- (2) 調査内容及び結果

- (3) 調査期間
- (4) その他必要な事項

(協力要請の終了の連絡)

第8条 甲は、調査の必要がなくなったときは、乙へ協力要請の終了を速やかに連絡するものとする。

2 前項の規定による甲の連絡は、環境保全局長が文書で行うものとする。

(経費の負担)

第9条 乙が実施した調査に要した経費は、甲が負担し、その額は甲、乙協議のうえ決定する。

(損害補償)

第10条 甲の要請により調査に従事した乙の会員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合に、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令による損害補償の規定の適用がないときは、横浜市消防団員等公務災害等補償条例（平成9年10月横浜市条例第60号）の規定に準じて、甲が補償するものとする。

(連絡体制等)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては環境保全局公害対策部長、乙にあっては代表幹事とする。

2 乙は、災害時における円滑な活動が図れるよう協力体制及び情報受伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第12条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲、乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

(実施日)

第14条 この協定は、平成11年9月1日から実施する。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙は記名押印のうえ各1通を保有する。

平成11年8月31日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市長 高 秀 秀 信

乙 横浜市戸塚区秋葉町15番地
横浜市環境技術協議会
代表幹事 滝 本 博 行

災害時における有害化学物質調査の協力に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における有害化学物質の調査の協力に関する協定（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、協定の実施に関する必要な事項について定めるものとする。

(要請書)

第2条 協定第5条第2項に規定する文書は、様式第1のとおりとする。

(調査指示書)

第3条 協定第6条第1項に規定する甲の指示は、公害対策部長が行うものとし、協定第5条第2項に掲げる事項について口答又は電話等により連絡した後、様式2により通知するものとする。

(報告書)

第4条 協定第7条に規定する文書は、様式第3のとおりとする。

(協力要請の終了連絡書)

第5条 協定第8条第2項に規定する文書は、様式第4のとおりとする。

(経費の請求)

第6条 協定第9条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す書類を添付した請求書により行うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する連絡の窓口は、甲にあっては環境管理課、乙にあっては事務局とする。

(実施日)

第8条 この実施細目は、平成11年9月1日から実施する。